◆制度の概要

先行許可制度とは、

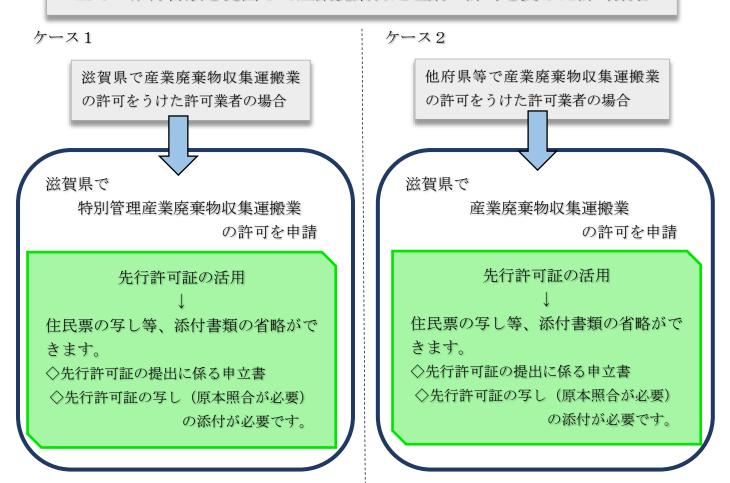
- 1. (特別管理) 産業廃棄物処理業
- 2. 産業廃棄物処理施設の設置
- 3. 一般廃棄物処理施設の設置

に係る許可を受けている者が、新たに許可を申請する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)施行規則に定める全ての添付書類を提出して許可を受けた別の許可証(以下「先行許可証」という)の提出をもって、欠格要件に係る審査のために必要な「住民票の写し」等の添付書類の省略を認める制度です。

滋賀県では、平成 19 年 4 月 1 日以降、許可申請に係る事前指導願が提出された案件について、この先行 許可制度を導入することとしました。

例えば

全ての添付書類を提出して産業廃棄物処理業の許可を受けた許可業者



- ※ 申請に活用できる先行許可証は5年以内のものに限ります。
- ※ 滋賀県のみで許可を受けている場合、更新許可申請では先行許可制度は活用できません。
- ※ 省略できる添付書類は十分確認してください。